

# 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方(令和5年3月修正案)

## 1 基本理念

すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう  
子どもの育ちを支援するまち

新北區基本構想では、世代を超え全区民が「自分らしく輝き健やかに暮らせる」ことを謳っています。が、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画では、子どもを主人公として位置づけることを理念とします。

### ◎1 基本理念の考え方

新基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに  
くらせるまち」から引用してアレンジしました。「すべての子ども」が誰一人取り残される  
ことなく成長できるよう「育ちを支援するまち」として基本理念を掲げます。

### ◎2(1) 基本的な視点の考え方

既存計画の基本的な視点は「子どもの人権を尊重し『子どもの最善の利益』の実現を指  
指す」となっており、「子どもの権利」を尊重し、「子どもの最善の利益」につながるとい  
った「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づくものです。この基本的な視点については、  
前回から変更がないものと考えておりますが、「人権の尊重」よりも「権利の保障」とい  
った言い方が頻繁にされるようになったのではと考え、一部文言を修正する形とします。

### ◎2(2) 基本方針の考え方

新基本構想と既存計画の表現とを融合させました。

現行の子ども・子育て支援計画の3本柱に、子どもの未来応援プランを引き継ぐ形で4本  
目の柱を記載するとともに、貧困解消的な要素を削除しました。4本目に貧困解消的な視点  
として、未来に向かってだけでなく、現在も安心して生きるという意味を込めています。

新基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに  
くらせるまち」から引用しています。

## 2 基本的な視点と基本方針

### (1) 基本的な視点

すべての子どもの権利が保障され  
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すた  
めの支援が必要です。これを進めるには、児童の権利に関する条約(※)にもある「生きる権利」「守  
られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要で  
あり、この子どもの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。  
北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

### (2) 基本方針

#### “子どもの成長”への支援

- 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長  
ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

#### “すべて”の子育て家庭への支援

- 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

#### “まちぐるみ”での子育て支援

- 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ(地域全体)で、将来の担い手  
となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

#### “子どもが夢と希望をもって安心して生きる”ための支援

- 北区のすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに  
成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。

※児童の権利に関する条約:通称「子どもの権利条約」。子どもの基本的人権を国際的に保証するために定められた条約です。  
1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

# 「北区子ども・子育て支援計画 2020」と「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の構成について（令和5年3月修正案）

## ◎次期計画の構成の考え方

- 1、「北区子ども・子育て支援計画 2020」と「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を統合するとともに、継続性という観点から「北区子ども・子育て支援計画」の基本理念や基本的な視点、基本方針等を引き継ぎ展開していきます。
- 2、基本構成は「北区子ども・子育て支援計画 2020」とし、①「次世代育成支援行動計画」②「北区子どもの未来応援プラン」③「子ども・子育て支援事業計画」の各施策について整理し掲載します。
- 3、第2章に子ども・子育てを取り巻く現状と課題、既存計画の実績等を掲載することで、計画の目的及び子ども・子育てをとりまく現状と課題についてわかりやすく掲載し、第3章からの計画本編につながる構成とします。

## 「北区子ども・子育て支援計画 2020」の構成

現行計画

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く現状
- 2 教育・保育施設の利用状況
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の実績
- 4 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 5 子ども・子育てを取り巻く課題

### 第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点と基本方針
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の体系

### 第4章 次世代育成支援行動計画

- 1 次世代育成支援行動計画の考え方
- 2 施策目標
- 3 次世代育成支援行動計画の体系
- 4 個別目標別主な取組  
施策目標1 家庭の育てる力を支援  
施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり  
施策目標3 未来を担う人づくり  
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

### 第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 2 区域設定
- 3 人口推計
- 4 子ども・子育て支援事業計画の体系
- 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進状況の把握
- 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

### 資料編

- 1 主な取組事業一覧
- 2 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
- 3 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
- 4 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
- 5 児童憲章
- 6 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

## 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の構成(案)

令和5年3月現在

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く現状
- 2 教育・保育施設の利用状況
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の実績
- 4 北区子どもの未来応援プランの実績
- 5 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 6 子ども・子育てを取り巻く課題

### 第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点と基本方針
- 3 (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の体系

### 第4章 次世代育成支援行動計画

- 1 次世代育成支援行動計画の考え方
- 2 施策目標
- 3 次世代育成支援行動計画の体系  
施策目標1 家庭の育てる力を支援  
施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり  
施策目標3 未来を担う人づくり  
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

### 第5章 子どもの未来応援に関する計画

- 1 子どもの未来応援に関する計画の考え方
- 2 施策目標
- 3 子どもの未来応援に関する計画の体系
- 4 子どもの未来応援に関する主な取組

### 第6章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 2 区域設定
- 3 人口推計
- 4 子ども・子育て支援事業計画の体系
- 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 第7章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進状況の把握
- 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

### 資料編

- 1 主な取組事業一覧
- 2 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
- 3 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
- 4 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
- 5 児童憲章
- 6 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

# 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の方向(素案)

①北区子ども・子育て支援計画2020(次世代育成支援行動計画) 子ども・子育て支援事業計画  
 ②北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子ども・子育て支援に関する計画)

### 北区の現状から

- ①北区の総人口  
令和4年4月1日現在の北区総人口は351,390人であり、令和元年4月1日現在の総人口(352,289人)と比較して、約1,000人減少となっている。
- ②北区の年少人口  
令和4年4月1日現在の15歳未満の子どもの数は36,681人であり、令和元年4月1日現在の年少人口36,310人と比べて、約300人増加となっている。
- ③北区合計特殊出生率  
平成28年から減少傾向となっており、令和2年は1.18となっている。
- ④北区保育所待機児童数  
令和4年4月1日現在16人で、令和元年の119人から103人減少している。

### 現計画の実績

- ①子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画の推進
- ②北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困計画)の推進
- ③保育所待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進(保育所待機児童対策)
- ④児童館(子どもセンター)において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談の拡充(子育て相談の充実)
- ⑤就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供(学童クラブ)
- ⑥次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる(放課後子ども総合プランの全小学校実施)
- ⑦子ども家庭支援センターの対応力強化(児童虐待の未然防止)
- ⑧病院・保育園等に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う病児病後児保育事業の拡充
- ⑨中学生の学習支援事業(みらいきた)の拡充
- ⑩ひとり親家庭等相談室(そらまめ相談室)へのオンライン相談導入

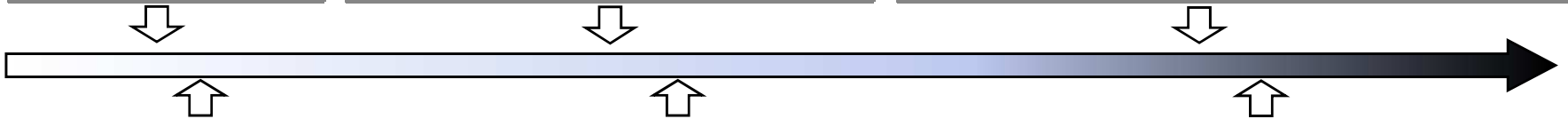
### 区民意向調査結果

(保護者向け調査・主なもの)

- ①安心して子育てをするために地域で必要な取り組みをみると、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」、「地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が高くなっている。
- ②北区の子育て環境や支援への満足度をみると、どの調査種別でも「満足している」が5割を超えている。満足度が高い理由をみると、どの調査種別でも「交通機関が便利」が最も高く、一方で満足度が低い理由をみると、「公園や児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)など子どもの遊び場が少ない」、「子育てに関する情報が得にくい」、「放課後対策が充実していない」が高くなっている。

(児童・生徒向け調査・主なもの)

- ①家族の中にあなたがお世話をしている人はいるかをみると、「いる」は小学6年生が6.4%、中学2年生が5.7%、高校2年生世代が2.7%となっている。
- ②「ヤングケアラー」の認知度をみると、小学6年生、中学2年生は「聞いたことはない」がともに最も高く、高校2年生世代は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も高い。



### 社会状況

- ①少子化の進行  
令和4年4月における日本の15歳未満の子どもの数は1,465万人と前年より25万人少なく、1982年から41年連続で減少している。  
ピークだった1954年の2,989万人から半減するとともに、総人口に占める子どもの割合も48年連続で減少している。
- ②出生率の低下と晩婚化の進展  
令和元年の合計特殊出生率は1.36で、平成28年に降減少傾向となっており、東京都では1.28となっている。  
女性の平均初婚年齢は昭和55年の25.2歳から令和元年には29.6歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- ③女性の就業数・就業率の増加  
生産年齢人口が減っている中、女性の就業率は平成12年の57%から令和元年には70%を超えており社会進出が進んできている。
- ④子どもの貧困の実態  
内閣府が行った調査結果「令和3年子どもの生活状況調査の分析報告書」では準貧困層が36.9%、貧困層が12.9%となっている。  
ひとり親世帯では50.2%が貧困層、母子世帯では54.4%が貧困層となっており、母子世帯においては過半数を超える世帯が貧困の問題を抱えていることが明らかになった。

### 国の動向

- ①少子化対策の推進  
令和2年5月に閣議決定された「第4次少子化社会対策大綱」では、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」・「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」・「地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを進める」・「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」・「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方のもと、新しい令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくとしている。
- ②子どもの貧困対策の推進～子どもの権利を最優先に～  
「子どもの貧困対策に関する法律の一部を改正する法律」では、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策を総合的に推進することが目的として明記されている。  
「子どもの貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」・「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」・「地方公共団体による取組の充実等を分野横断的な基本方針として定める」と共に、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくこととしている。
- ③子ども家庭庁の創設  
内閣府、厚生労働省、文部科学省等が所管している子ども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するため、令和5年4月に子ども家庭庁が創設される。

### 東京都の動向

- ①「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」の策定(令和2年3月)  
令和2年度から令和6年度を計画期間として、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困対策推進法に基づく総合計画」を策定した。
- ②「未来の東京戦略ビジョン」の策定(令和元年12月)  
「人々の希望が叶う社会の実現。安心して生み育てられ、子どもたちが健やかに成長できるまち」の実現に向けた施策を定め、取り組んでいる。
- ③「東京都子ども基本条例」の制定(令和3年3月)  
国際条約「子どもの権利条約」の精神に基づいて、東京都が取り組むべき施策の基本事項を定めた「東京都子ども基本条例」を制定した。

### その他・近年における社会的課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響  
令和元年より世界的な感染症の流行が続いており、日本でも継続的な感染症流行が起きている。感染を拡大させないための基本的な感染防止策(必要な場面でのマスクの着用、手洗い、三密の回避、換気)を実施するとともに、経済や各種事業の再開が課題となっている。
- ②ヤングケアラーの実態と対策  
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究(令和3年3月)」では、世話をしている家族が「いる」割合について、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%となっており、そのうち家族への世話をほぼ毎日している中高生は5割弱で、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割という調査結果が出ている。  
国はヤングケアラー対策として、早期発見・把握、相談支援等の推進、社会的認知度向上を課題とし、実態調査や支援体制モデル事業実施等に取り組むとしている。

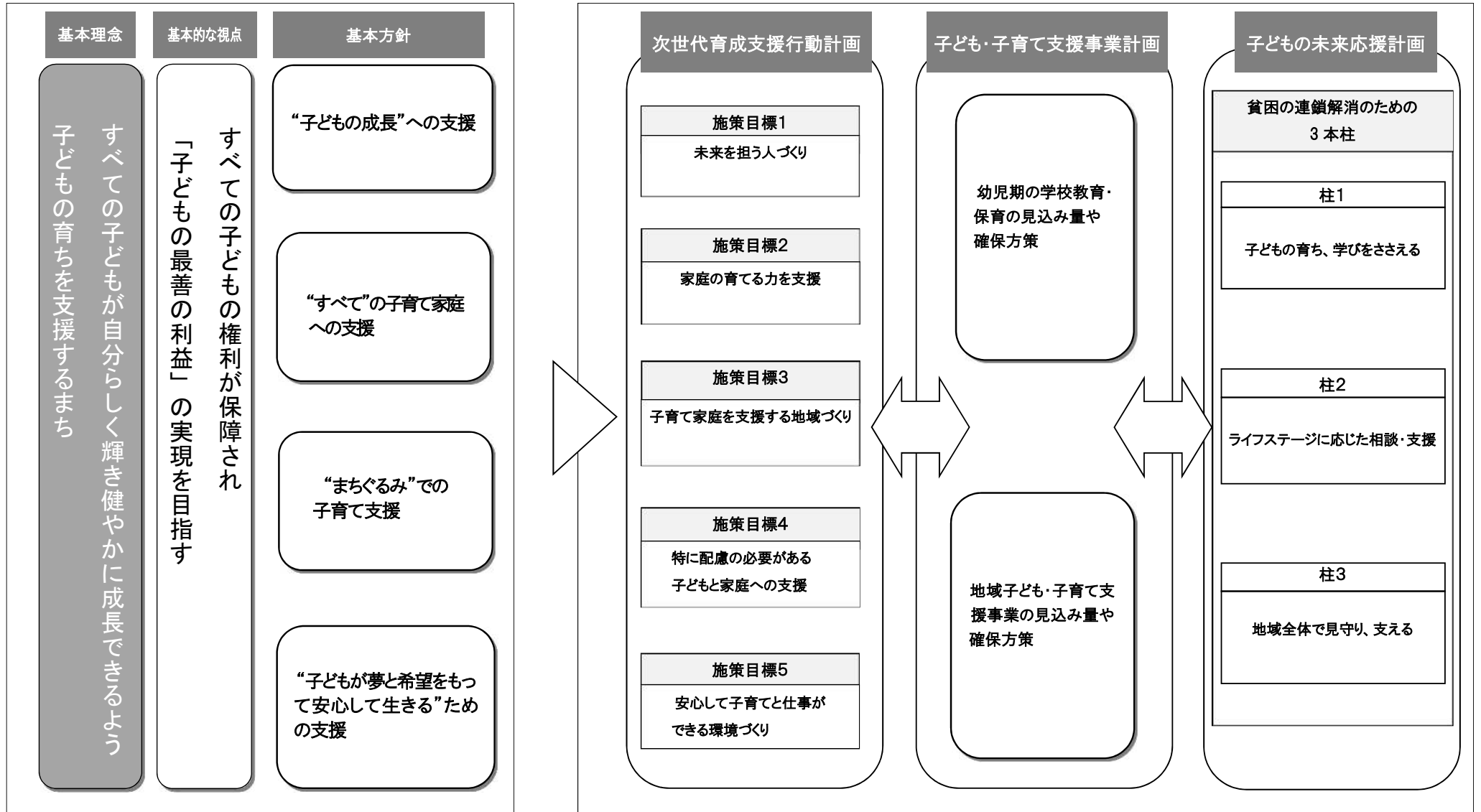
北区子どもの未来応援プランと統合した新たな計画

(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(次世代育成支援行動計画、子どもの未来応援に関する計画、子ども・子育て支援事業計画)

## 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の体系(素案)

◎「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の体系の考え方

基本理念に基づき、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」を掲載するとともに、貧困家庭や事情を抱える子どもたちへの支援として「子どもの未来応援に関する計画」を一体とした、子ども・子育て支援に関する総合計画として、各計画における取り組み事業の骨組みとなる体系を整理する。



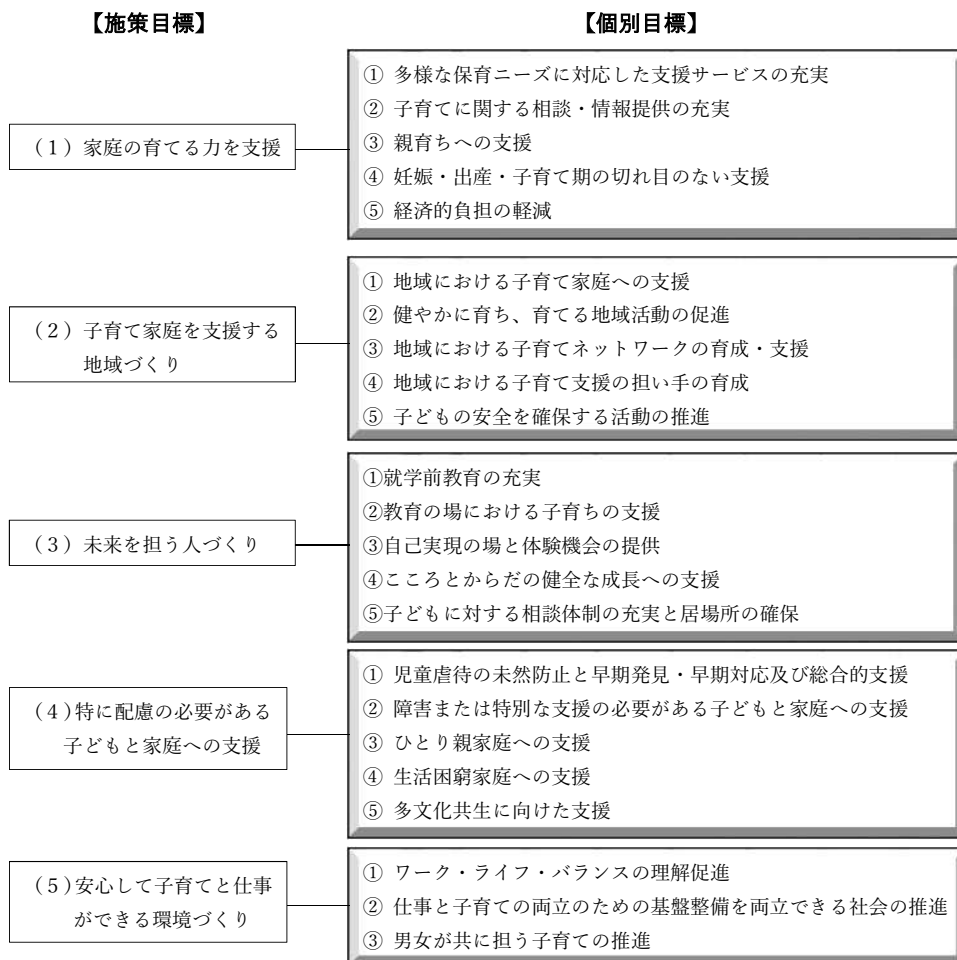
## 「次世代育成支援行動計画」の体系について（素案）

### ◎考え方

次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。

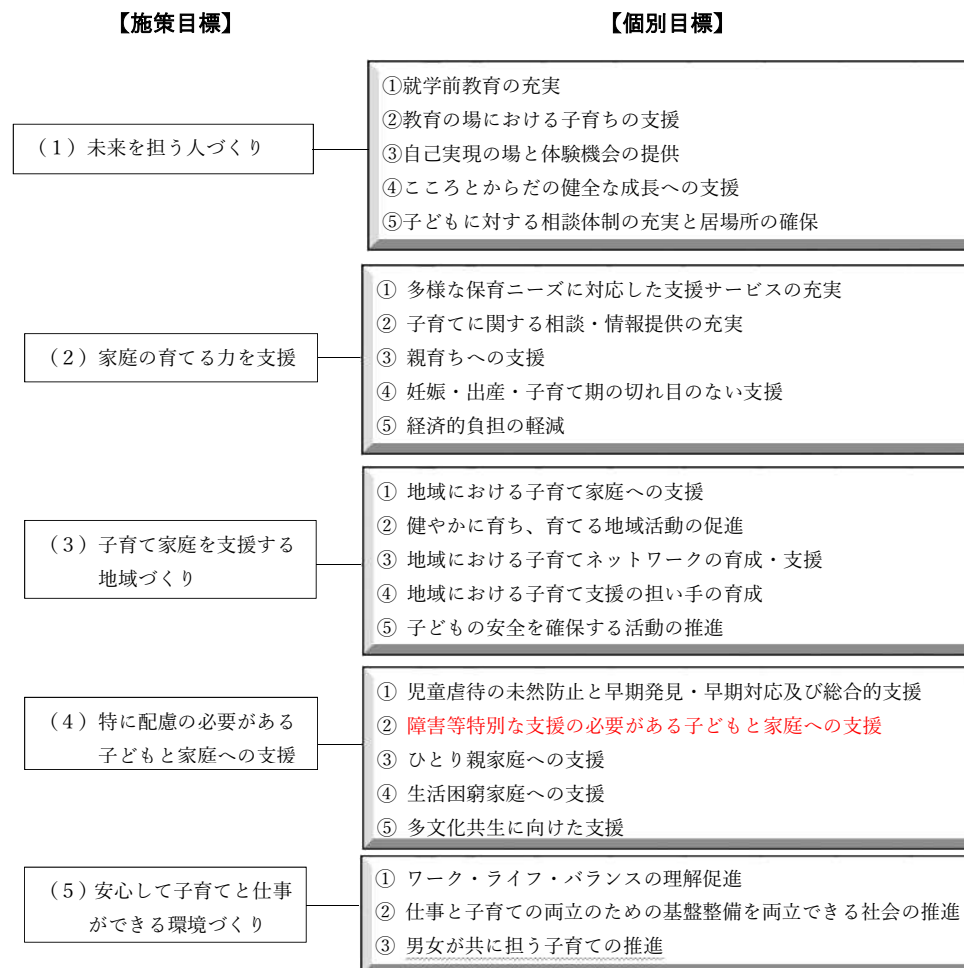
### 「北区子ども・子育て支援計画 2020」における体系

現行計画



### 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」における体系(案)

令和5年3月現在



## 「子どもの未来応援に関する計画」の体系について（素案）

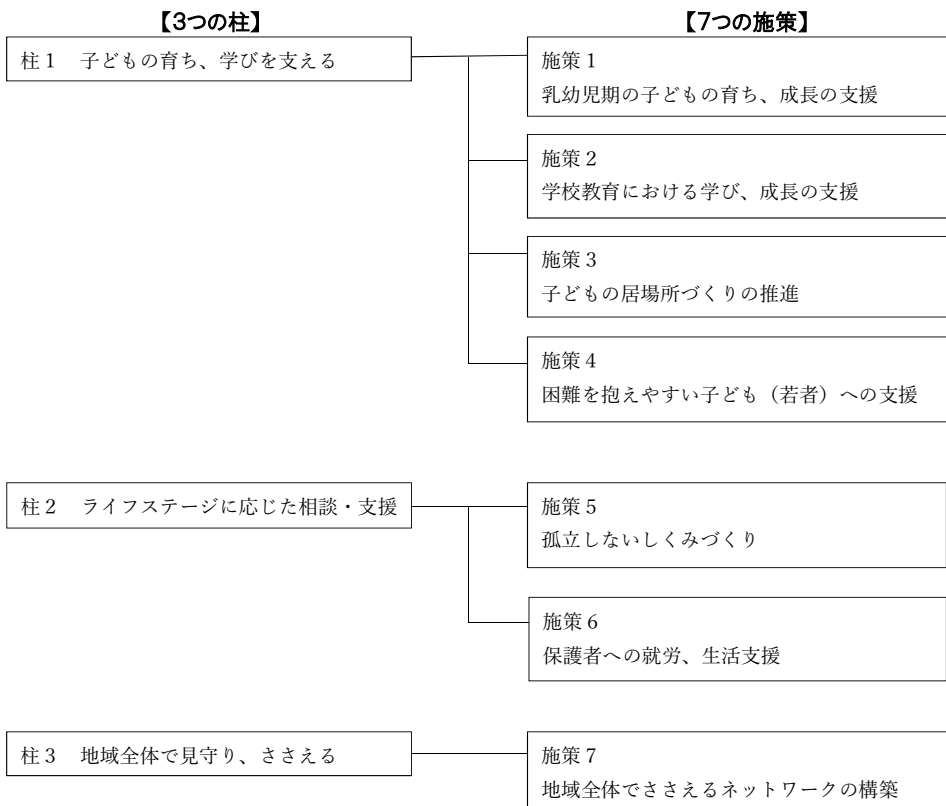
### ◎考え方

既存計画の貧困対策3本柱と7つの施策を継続的に掲げることで、既存計画の考え方を継承する。基本的には既存計画の取り組みを継続して推進すると共に、ヤングケアラーへの支援や養育費支援等新たな施策を盛り込む形として事業の整理を行っていく。

なお、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画内の次世代育成支援行動計画と重複する部分があるため、掲載方法については今後精査をしていく。

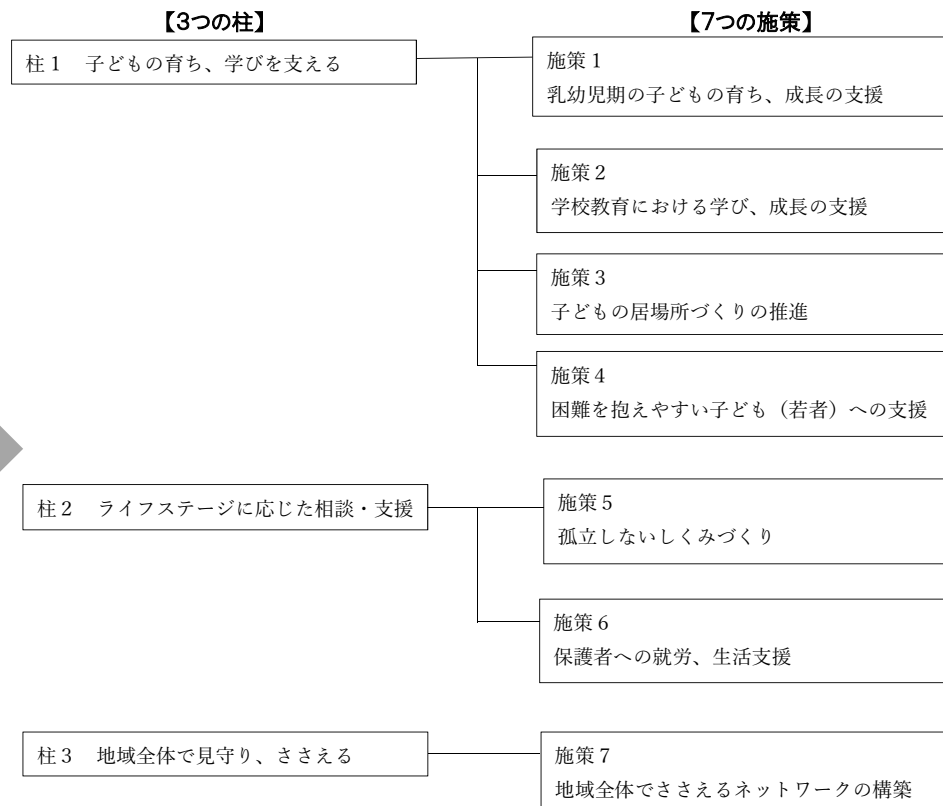
### 「北区子どもの未来応援プラン」における体系

現行計画



### 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」における体系(案)

令和5年3月現在



「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」策定に伴う部会の提案について

令和5年度の(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に伴い、今後、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み・確保方策、次世代育成支援行動計画や子どもの未来応援プラン(子どもの貧困計画)の体系等について、北区子ども・子育て会議の委員の意見を聞きながら策定を進めていく。

については、北区子ども・子育て会議にて、検討項目をより専門的かつ能率的に議論をするため、以下のとおり2つの部会を立ち上げることを提案いたしたい。

なお、部会の構成員については資料4別紙1のとおりであり、3月17日の北区子ども・子育て会議に諮るとともに、事務局の構成については、資料4別紙2によることといたしたい。

■部会案

部会名	(仮称)子ども・子育て支援計画部会	(仮称)子どもの未来応援プラン部会
主なテーマ	子ども・子育て支援事業計画(幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業)及び次世代育成支援行動計画に関する事。	子どもの未来応援、貧困対策に関する事。
子ども・子育て会議委員の人数	9名	8名
子ども・子育て会議事務局の人数	11名	8名 (テーマにより参加依頼を行う)
開催回数	2回程度/年間 (テーマにより増減の場合あり)	2回程度/年間 (テーマにより増減の場合あり)

※それぞれの部会メンバーは、別紙参照

○令和5年度計画策定検討部会振り分け（案）

【第5期 北区子ども・子育て会議委員一覧（令和3年8月1日～令和5年7月31日）】

構成	No.	氏名	所属	備考	子計画部会	未来応援部会
学識経験者	1	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	部会長		○
区民等	4	クボタ リョウ 久保田 遼	公募委員			○
区内団体推薦	6	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク			○
区内団体推薦	7	オノザワ テツオ 小野澤 哲男	北区民生委員児童委員協議会			○
区内団体推薦	12	モリグチ サトシ 森口 智志	北区立小・中学校 PTA連合会			○
区職員・ 関係行政機関	13	オカムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会			○
区職員・ 関係行政機関	14	ノダ タダシ 野田 忠	東京都北児童相談所			○
区職員・ 関係行政機関	17	ムカイナノ ユウジ 向中野 勇司	北区立児童館長会			○
学識経験者	2	イシグロ マリコ 石黒 万里子	東京成徳大学教授	部会長	○	
区民等	3	オオカワラ はるか 大河原 はるか	公募委員		○	
区民等	5	ノノミ トシヒロ 野上 智宏	公募委員		○	
区内団体推薦	8	サイトウ アツコ 齊藤 厚子	北区私立保育園理事長園長会		○	
区内団体推薦	9	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会		○	
区内団体推薦	10	スズキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会		○	
区内団体推薦	11	タナハ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会		○	
区職員・ 関係行政機関	15	セキグチ ヤスマサ 關口 泰正	北区立小学校長会		○	
区職員・ 関係行政機関	16	ニシザワ ユカ 西澤 由香	北区立保育園長会		○	

※五十音順、敬称略

人数 17名

9名

8名



○令和5年度計画策定検討部会振り分け（案）

（原案：令和4年度北区子ども・子育て会議事務局名簿）

No.	役職	備考	子子計画部会	未来応援部会
1	子ども未来部長		○	○
2	教育振興部長		○	○
3	多様性社会推進課長		○	
4	生活福祉課長			○
5	健康推進課長		○	○
6	教育政策課長		○	
7	教育指導課長		○	
8	教育総合相談センター			○
9	子ども未来課長		○	○
10	子どもわくわく課長		○	
11	保育課長		○	
12	子ども家庭支援センター所長			○
13	子ども未来部副参事 （児童相談所開設準備担当）		○	

全体：13名

10名

7名

事務局庶務：子ども未来課子ども未来係

※健康部長（旧健康福祉部長）は令和4年度から除くこととした。コロナ禍による保健所長の多忙を考

(仮称)北区子ども条例制定に向けてのこれまでの経過について

1 要 旨

令和6年3月の制定を目指し、令和4年度から本格的な検討に着手した(仮称)北区子ども条例(以下「条例」という。)について、現在までの検討の経過等を報告する。

2 北区子ども・子育て会議における意見聴取の状況

- ・令和4年6月～12月の間に開催した3回の会議において、子どもたち等からの意見聴取の取組みについて報告を行った。
- ・令和4年12月開催の会議では、条例を構成する項目案を示し、意見聴取を行った(資料5-2参照)。

3 子どもたち等からの意見聴取の取組みについて

条例制定に向けて意見聴取を行うため、以下のとおり取組みを行った(資料5-3参照)。なお、対応が必要な事項については、関係部署に情報提供を行い、適宜対応を進めている。

令和4年7～8月 中学生モニター会議(2年生14名が参加)

7月～令和5年2月

区内子ども食堂・学習支援教室での意見聴取(3カ所で23名が参加)

※23名の中には小学生への学習支援の協力者として参加した高校生2名を含む。

10月 小学生との区政を話し合う会(6年生45名が参加)

11月 高校生モニター会議(2年生17名が参加)

LGBTQ+の方々へのアンケート(7名が回答)

12月 GIGAスクール端末を活用した区立中学校全生徒へのアンケート(120名が回答)

令和5年 2月 適応指導教室及び(小学生1名・中学生5名が参加)日本語学級参加者(小学生3名が参加)からの意見聴取

【裏面あります】

G I G Aスクール端末を活用した区立小学校4～6年生全児童へのアンケート（現在実施中～2月28日締め切り）

4 今後のスケジュール

- 令和5年4～7月 北区子ども・子育て会議での意見聴取
- 8月頃 「条例に盛り込むべき内容（素案）」等の作成
- 9月頃 区立小中学校におけるG I G Aスクール端末によるアンケート実施
- 11月 「条例に盛り込むべき内容（案）」等を取りまとめ、区議会所管委員会に報告
- 12月 パブリックコメント実施
- 令和6年 2月 区議会への条例（案）の提案及びパブリックコメントの実施結果の報告

【令和4年12月20日開催 子ども・子育て会議資料】

## (仮称) 北区子ども条例を構成する項目 (案) 令和4年12月 北 区

本件は、(仮称) 北区子ども条例を構成する項目(案)について記載したものであり、具体的な内容・表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

引き続き、条例の主体となる子どもたちの意見を反映するため、意見聴取を実施します。

### ◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称) 北区子ども条例を制定することとしました。

### 1 条例の全体構成案

- (1) 前文
- (2) 総則
  - ①目的
  - ②基本理念
  - ③言葉の定義
  - ④子どもの権利に関わる人及び団体の役割
- (3) 子育て・養育に関する支援及び子どもの権利の保障について
  - ① 子育て・養育に関する支援
  - ② 子どもの安全、安心の保障
  - ③ 子どもの意見表明、参加の支援
  - ④ 自分らしさ、個性の尊重
  - ⑤ 子どもの居場所作り
- (4) 子どもの権利の相談及び救済に関する事項

## 2 条例の内容

### (1) 前文に盛り込む内容

- ① 生命・生存・発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止

### (2) 総則部分

- ① 目的
  - ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子どもの権利を保障すること
- ② 基本理念
  - ・「子どもの最善の利益」を最優先とすること
  - ・社会全体で子どもを育む環境を整備すること
- ③ 言葉の定義
  - ・「子ども」・・・区民および区に関する18歳未満の者
  - ・「保護者」・・・親、里親、その他親に代わり養育をする者
  - ・「区民等」・・・区内在学・在勤、活動している区民、団体、事業者等
  - ・「育ち学ぶ施設」・・・保育所や幼稚園、学校等子どもが育ち、学び、活動する施設
- ④ 子どもの権利に関わる人及び団体の役割
  - ・北区の役割
  - ・保護者の役割
  - ・区民等の役割
  - ・育ち学ぶ施設の役割

### (3) 条文に盛り込むテーマ

- ① 子育て・養育に関する支援
- ② 子どもの権利について
  - ・子どもの安全、安心の保障
  - ・子どもの意見表明、参加の支援
  - ・自分らしさ、個性の尊重
  - ・子どもの居場所づくり

### (4) 子どもの権利の相談及び救済に関する事項

- ① (仮称)子どもの権利擁護委員の設置
  - ・(仮称)子どもの権利擁護委員の構成
  - ・(仮称)子どもの権利擁護委員の権限

## 【参考】

「(仮称)北区子ども条例を構成する項目(案)」に対し、子ども・子育て会議委員から寄せられた意見(主なもの)

- 条例の名称には「権利」を入れてほしい。「子ども条例」では「子どもが守るべき決まりごと等を規定した条例」と聞こえてしまうが、「権利」を加えることで「子どもの権利を守るための条例」ということが分かりやすくなる。
- 「言葉の定義」にある「育ち学ぶ施設」については、「育ち学ぶ施設及び団体等」とし、施設に加えて「団体など、子どもに関わる全ての大人」と明記した方が良い。
- 「いじめの防止」、「虐待の防止」、「子どもの貧困の防止」、「子どもの意見表明権」をきちんと盛り込んでほしい。
- 文化権として、子どもの育ちに必要な休息・余暇を取得できること、また、文化・芸術的活動へ参加できる権利を盛り込んでほしい。
- 権利擁護委員だけでなく、権利擁護委員会を設置してほしい。また、条例の実効性を高めるため、東京都や区の既存組織との連携について明記してほしい。
- 条例の内容を区民の方々によく知ってもらうため、周知等(区としての努力義務等)についても規定してほしい。

(仮称)北区子ども条例の制定に関する子どもたち等からの  
意見聴取の取り組みの概要について

I 中学生モニター会議

1 実施概要

実施日程：7月25日(月)～8月3日(水)

※区が提示した8つのテーマのうち、各グループは1つを選択し検討を行った。

※7月27日(水)・・・施設見学日(浮間子ども・ティーンズセンターを視察)

〔参加人数：14名(4～5名/1グループ、計3グループ)〕

◎各テーマ

【1】 あなたの理想とする家庭とは、どんな家庭ですか。

(例：お金がなくても親と過ごす時間が長く取れる家庭、やりたいことをなんでもやらせてもらえる家庭など)

【2】 子どもがインターネット上でトラブルにあった時、どんな行動をとるのが理想だと思いますか。

(例：警察に相談する、トラブルの詳細を記録しておく、何もしないなど)

【3】 LGBTQ+の人が自分らしく過ごすために、どんな配慮が必要だと思いますか。

(例：制服を自由選択制にする、個室の更衣室を設置するなど)

【4】 近所に住んでいる子を見て虐待かなと感じた時、どんな行動をとるのが理想だと思いますか。

(例：児童相談所に連絡する、その子に声をかけて話を聞くなど)

【5】 中学生にとって心地よいと感じる居場所はどんなところだと思いますか。

(例：学校の保健室、習い事の仲良しグループ、自宅など)

【6】 生まれる国が選べるとしたら、どんな国を選びますか。

(例：戦争のない国、大学まで全員が無料で通える国、医療費が無料の国など)

【7】 いじめられている子どもが、どんな環境なら周囲の人たちに状況や気持ちを伝えられると思いますか。

(例：入室しやすい相談室を作る、相談チャートを作るなど)

【8】 学校内など周囲の人たちがヤングケアラーの存在に気づくために、どんなアプローチが必要だと思いますか。

(例：定期的なアンケート調査、元ヤングケアラーの出張授業など)

## 2 発表概要

### ◎1班発表概要

#### 【選択したテーマ】

中学生にとって心地よいと感じる居場所はどんなところか。

#### 【グループからの提言】

- ・ 1人ひとりが、存在が認められていて自分らしくいられて、好きなことができる場所が複数確保できるようになるとよい。
- ・ 悩みを1人で抱えている人をなくすことができるよう、カウンセリングなど相談しやすい環境づくりを進める。
- ・ 子どもの楽しめる遊び場を増やす。
- ・ 子ども同士、また、子どもと大人の間で意見交換やコミュニケーションを活発に行う。
- ・ 戦争などによって居場所を失った子どもたちにとっても心地よい居場所が確保されなくてはならない。
- ・ 多くの学生が学校を居場所のひとつだと思えるように、例えば学校に行けない子どもにとって、学校が行きやすく参加しやすくする取り組みを行う。
- ・ 取り組みの例
  - ①生徒全員がスクールカウンセラーや担任の生徒と定期的に話すようにする。
  - ②オンライン授業を選択した生徒のことが他の生徒に分からないようにする等の工夫を行う。
  - ③クラス替えの際に児童・生徒からアンケートをとる。

### ◎2班発表概要

#### 【選択したテーマ】

LGBTQ+の人が自分らしく過ごすためにどんな配慮が必要か

#### 【目指すべき方向】

- ・ 社会がLGBTQ+を自然に受け入れられるよう、いろいろな人にLGBTQ+について知ってもらうための呼びかけを行うべき。

#### 【テーマについて現状の課題など】

- ・ LGBTQ+について理解し配慮してくれる大人もいるが、周囲に打ち明けづらい環境となっている。
- ・ 男女兼用の服を作成している企業の取り組みなどが紹介されているが、制服が男女別になっていて、本当に着たい服を着られない場合がある。
- ・ 北区でもパートナーシップ宣誓制度ができる等、同性婚が公に認められるようになってきてはいるが、人によっては反対・差別する状況もある。

#### 【改善に向けた取り組みの提案】

- ・ 教員と生徒がLGBTQ+について考える時間をとる。
- ・ 相談できる機関を紹介する手紙を月1で配布する。
- ・ 男女兼用のトイレを増やす。



- ・ 名簿を男女混合にする。
- ・ 図書室に LGBTQ+に関する本を置く。
- ・ 制服は男女を問わず自由に選択できる形とする。
- ・ 校則の髪型に関する規定については、男女とも同一の内容とする。

### ◎3班発表概要

#### 【選択したテーマ】

生まれる国が選べたら～差別やいじめのない国～

#### 【現状の問題点】

- ・ ハーフの人や外国人の方が差別やいじめを受け、相談できず悩みを抱えてしまう。
- ・ 学校の道徳の授業では、差別をテーマとした題材を取り上げているが、児童・生徒にとって現実味が乏しい。
- ・ 小中学生に相談窓口周知カードを配布してくれているが、本当に秘密を守ってくれるのか不安であったり、気軽に利用できないといった状況もある。また、悩みがないかを尋ねてくれても、それを打ち明けることができない児童・生徒が救われていない状況もある。

#### 【解決策の提案】

- ・ 道徳の授業で、実際にいじめを受けたことのある人や、逆にいじめを行ったことのある人から直接話を聴く機会を設ける。
- ・ きたコンに LINE を入れるほか、その他 SNS を使って、気軽に話しやすい先生や特定の友達を指定して相談できる環境を整備する。

### 3 各グループの意見（集約）

#### 【名称案】

北区子ども未来条例

北区子ども幸福・自由条例

北区子どもの未来を守ろう条例

北区子どもが健やかに育つための条例

#### 【構成・体裁等について】

- ・ 簡潔に分かりやすいものとし、難しい言葉は使わない。
- ・ 短い方がよい。
- ・ シンプルにまとめた記述の後、詳しい条文等を書くとうよい。

#### 【みんなに広く知ってもらうための取り組み】

- ・ 動画を制作しては。
- ・ 歌を作って、ダンスできる振付を考えてみたら。その歌を夕焼けチャイムで放送するとよい。
- ・ 条例の暗記テストの実施。
- ・ さまざまな言語で翻訳してほしい。

## 【内容について】

- ・いじめの早期発見に努めること、その後の対応について詳しく書いてほしい。
- ・教員・保育士など子どもに関わる仕事をする人たちの環境整備やメンタルケアが図られるようになるとよい。

## Ⅱ 子ども食堂・学習支援教室参加者への聴き取り

### 1 実施概要

- (1) 実施日程：令和4年8月～令和5年2月（うち3日間で実施）
- (2) 実施場所：北区内子ども食堂若しくは学習支援教室（計3カ所）
- (3) 聴き取り対象者：計23名（うち学習支援の協力者として参加している高校生2名を含む）

### 2 聴き取りの結果

それぞれ聴き取りを行うに先立って、区担当職員から（仮称）北区子ども条例制定の目的や子どもの権利についての説明を行ったうえで実施した。

#### (1) 子どもたちから寄せられた意見

##### ◆嫌なこと・困っていること

- ・大人や他の子どもたちからの暴力・暴言。他の子どもたちからの差別【家庭や学校など】。
- ・大人と子どもが同じことをやっても、注意を受けるのは子どもだけといったことがある。また、大人が暴力をふるってももみ消そうとするが、子どもが暴力をふるった場合、大人は問題にする。
- ・状況をよく理解してもらえていない中で、注意・指導を受けることがある。【学校など】
- ・罰として“食事抜き”などといったことがある。
- ・「困ったら相談して」といった相談窓口に電話をしたが、あまり役に立たなかった。
- ・公園は、子どもたちが一定の決まりのもと、自由に遊べる場所なのに、普通に遊んでいても大人の人が怒ってくることもある。また、花火やボール遊びなどができる場所がない。
- ・放課後子ども総合プランの中で、不必要と思われるルールを課せられることがある（本はどの本を読んでもいいのではなく、この棚の中から選べなど）。

##### ◆大人への要望など

- ・殴るなどの暴力はやめてほしい。
- ・大人は何でも好き勝手するからだめだ。
- ・子どもにも子どもの自由になるお金（お小遣い）がほしい。
- ・大人と子どもが対立した際に大人の方が明らかに間違っている場合でも、他の大人たちは子どもの味方をしてくれないことが多いので、きちんと見極めて適

切に対処してほしい。

- 子どもの意見をよく聞いてほしい。
- 滅多にあることではないが、身近な大人が深刻な悩み・思いを口にすることがあって、不安になることがある。

◆ 高校生からの意見

- 勉強はたいへんだが、友だちとも楽しくやっていて、今の生活に特に問題は感じない。
- 子ども食堂や学習支援教室ではないが、高齢者から子どもまであらゆる世代が交流できる場所ができるとうい。
- この子ども食堂（学習支援教室）に来ている小学生たちは、とても元気で前向きに勉強に取り組んでいるので、応援のしがいがある。

(2) 聴き取りに参加した大人たちが気になったこと・気付いたこと

- 参加者の中には、「紙に書かれた文字・文言では、(自分たち子どもを)守ってくれない」などといった発言をするなど、大人を信頼できない、あきらめ感があるといった子どもたちも見受けられた。
- 「現状として困っていることはない」という声も聞かれた。学校や行政・地域の方々の支援等により、最低限の生活が保障され特に困っていないことがないという子どもがいる一方で、聞き手に対してガードが高く、本音を吐きだせていない子どもがいるように感じた。
- ヒアリング開始時に、話すことに躊躇を示す子どもが多い。また、話せない子どももいた。
- 家庭や学校、地域の大人たちへの不満の声もある一方で、「両親や学校の先生、ケアマネージャーの方、子ども食堂や学習支援教室のスタッフの方などは相談にのってくれて、よく対応してくれる」「学校の友だちとはとても仲良くやっていて、学校を休むことがあると会えなくて寂しい」といった声も多くあった。

(3) 意見聴取を通じて、子ども食堂若しくは学習支援教室運営従事者が感じた（仮称）北区子ども条例に必要な視点

- ① 子どもたちが自分の権利を知らない。  
→子ども自身が自分の権利を知ることで SOS が出しやすくなり、自分を守りやすくなるため、幼い時からの継続的な子どもの人権教育の取り組みがとても重要である。
- ② 子どもの権利を知らない大人が、理不尽な行為を安易に継続している。  
→子どもの権利について、すべての大人が学ぶ必要があり、特に子どもに関わる仕事に従事する者（教職員、保育士、児童館職員など）は、定期的な研修で“常識”として身に着けてほしい。
- ③ 今後、条例を活かしていくためには、権利を侵害されている子どもの声を吸い上げるしくみが必要だと思われる。公的な第三者機関が設置されることが望まし

い。地域に親以外の安全な大人と出会い、SOSや本音を話せる、視野を広げられる場所は子どもの自立に必要不可欠である。そのような居場所を増やす必要があると考える。

- ④（仮称）北区子ども条例の素案ができた際には、それを見せて改めて子どもたちから意見を求めることが望ましい。

### Ⅲ 小学生との区政を話し合う会

#### 1 実施概要

##### （1）実施日程

令和4年10月20日（木）

##### （2）参加人数

区立小学校6年生 45名（5～6名／1グループ、計8グループ）

##### （3）テーマ

「子どもが権利を守られ、安心して健やかに成長するために北区に期待すること  
～北区で作る子どもの条例について考えよう～」

##### （4）進行

ア、区からの説明（（仮称）子ども条例の制定について、子どもの権利について）

イ、自己紹介・役割分担（司会、書記、発表等）

ウ、個人ワーク

エ、グループでの話し合い～意見のとりまとめ

オ、グループごとに全体への発表

※個人ワーク・グループでの話し合い・発表では、以下の項目を設けた。

「北区にどんな区になってほしいか」

「それを実現するために北区は何をしたら良いか」

「（仮称）北区子ども条例に期待すること」（※時間があれば検討）

#### 2 発表概要

##### 1班

##### ①北区にどんな区になってほしいか

- ・自転車等の事故があってもみんなが無事でいられる区
- ・きれいな区
- ・いじめのない、住みやすい区
- ・いろいろな人と交流できる区

##### ②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・ヘルメット等を義務化して持っていない人に配布する
- ・ボランティア活動（学校など、ポスターなどの掲示）
- ・行きたくなるような学校を作る

## 2班

- ①北区にどんな区になってほしいか
  - ・子どもの意見を尊重する区
  - ・子どもの未来を応援する区
  - ・男女平等な区
- ②それを実現するために北区は何をしたら良いか
  - ・子ども選挙の実施
  - ・スクールカウンセラー
  - ・意見箱（目安箱）の設置

## 3班

- ①北区にどんな区になってほしいか
  - ・平等に生活を送れて子どもの自由を守れる区
- ②それを実現するために北区は何をしたら良いか
  - ・みんなが平等に生活を送れるように
    - 社会保障の充実
    - 貧困、男女格差などいろいろな格差をなくす
  - ・子どもの自由を守るために
    - 子どもが受けたい授業を受けられるようにする  
(教科書に縛られず、ひとりひとりに合ったレベルの授業)
    - いろいろな施設を作って、子どもがいろいろな経験をできるようにする
- ③北区子ども条例に期待すること
  - ・教員の誘致
  - ・教育施設の増加
  - ・誰にでもわかりやすく

## 4班

- ①北区にどんな区になってほしいか
  - ・子どもが自分の好きなことを自由にできる区
- ②それを実現するために北区は何をしたら良いか
  - ・子どもが自治を行うエリアを作る
  - ・安全な公園などを多くする
  - ・子どもが買い物できる商品券をつくる
  - ・学校で使用する文房具の制限をなくす
  - ・個人にあった学習ができる場を設ける

## 5班

- ①北区にどんな区になってほしいか
  - ・人との関わりが多くみんなが明るく生活できる区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・学校のような施設を作る
  - カウンセリングをする
  - 不登校の子どもも来られる
  - 食事の提供もできる（できれば）
  - 友達との交流を多くし、皆が笑顔になれるようにする（挨拶の習慣付け）
  - 誰もが安心できる環境にする

6班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・いじめのない区に
- ・定期的に子どもの意見を取り入れてくれる区に

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・子どもたちだけの場所を作ってほしい

7班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・様々なひとや年代の人が楽しめ、活用できる場所がある区になってほしい
- ・様々な人と交流できる場がある区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・建物、施設と公園が併設している場を作る
- ・どんなものがあってほしいかアンケートを取る
- ・いろいろな言語を活用する
- ・スロープや点字ブロックなど障害者のためになることをする
- ・子どもと大人が交流できる場所を増やす
- ・子ども食堂を増やす
- ・他国と交流できる場を作る

8班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・安全、安心な区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・パトロールの量を増やす
- ・電灯（ライト）の数を増やす
- ・電灯（ライト）の光を強くする
- ・カーブミラーを増やす
- ・自転車専用の道を作る

③北区子ども条例に期待すること

- ・覚えやすくする

3 各班からの意見の集約～話し合いのテーマに関するキーワード

- ・子どもの意見を尊重
- ・子どもが自由に好きなことをできる（子どもたちだけの自由エリアの整備）
- ・安心・安全（防犯や交通事故防止）
- ・平等（貧困や差別の解消）
- ・さまざまな人との交流促進（世代を超えて、国境を超えて）
- ・いじめの撲滅
- ・個々の児童、生徒に合った学校づくり（子どもが希望する授業の選択や持ち物自由化など）

IV 高校生モニター会議

1 実施概要

(1) 実施日程

令和4年11月14日（月）

(2) 参加人数

区内高校生 17名（4～5名／1グループ、計4グループ）

(3) テーマ

「子どもが権利を守られ、安心して健やかに成長するために北区に期待すること～北区で作る子どもの条例について考えよう～」

(4) 進行

ア、区からの説明（(仮称)子ども条例の制定について、子どもの権利について）

イ、自己紹介・役割分担（司会、書記、発表等）

ウ、個人ワーク

エ、グループでの話し合い～意見のとりまとめ

オ、グループごとに全体への発表

【個人ワーク・グループでの話し合いのテーマ】

- ①守られていないと思う子どもの権利
- ②どういう場面で、その権利が守られていないと思うか
- ③どうしたらその権利が守られるようになると思うか
- ④子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと

## 2 各班発表内容

### 1班

①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・いじめ（“いじり”からのいじめ。いじめによる引きこもり）

#### 【解決策として】

カウンセラーの方々や家族などの子供の意見に耳を傾けてくれるような方々との関わりの場を増やす。また、カウンセラーの方へ気軽に話しかけることができるような仕組みを構築する。

- ・子どもが意見提供をする場で最終的に大人の意見が優先される確率が高い。
- ・大人の人でも、個人の理解が十分でないため、差別的な発言をしてしまうことがある。

#### 【解決策として】

大人の人々が授業などで話をする前に、その内容について問題がないかを確認するため大人の人同士が意見交換を行う場を設ける。

- ④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと。
- ・子どもたちと大人の人たち、さらには、大人と大人、子どもと子どもといった関わりも含め、人々が関わりやすい場を設ける。
  - ・学校の授業において、大人と子どもが関わり合える場を設ける（一般の大人の人々が学校の授業の中で、その人の職業等について話す機会を設けるなど）。
  - ・道徳の授業または探求活動で条例や社会問題について調べられる機会を設ける。

### 2班

①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・学習方法の選択—通常登校できない生徒がみんなと同じように勉強する環境がない時。

#### 【解決策として】

児童・生徒が好きな時間に登校できて、好きな時間に帰宅したり、また、一般の所属する教室にも帰ることができるといった「自由教室」を設ける。

- ④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと。
- ・各学校に対する自由教室を設置することの義務付け

### 3班

①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・学校を選択する権利—現状では、いじめ等が原因で転校を希望する際にさまざまな制約がある。



【解決策として】

やむを得ない理由がある場合は、幅広く地域以外の学校にも通うことができるようにする。

- ・子どもに関するさまざまな問題（いじめ、家庭環境、友達との関係など）について、気軽に打ち明けて相談できる環境がない。また、相談した結果の対応策が相談者に寄り添ったものではないことがある。

【解決策として】

子どもたちが自分の気持ちを打ち明けたり、自由に意見を述べる場を定期的に設ける。

- ④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと
  - ・小中学校を自分で選ぶことができること。
  - ・子どもたちが定期的に自分の意見を述べる場を設けること。

#### 4班

- ①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・発達障害（支援学級）のある子どもたちの権利が制約されている。
- ・話すことや他者とコミュニケーションをとることが苦手な子どもがいる。

【解決策として】

話すことや他者とのコミュニケーションをとることが苦手な子どもたちが馴染めるような施設を、学校の授業以外の場で設けて、その子たちの意見が反映される機会を多くする。

- ・自分の才能を活かせるような場がない。例として、学校の授業などでやることが決まっているために、自分の得意なことを活かさないことがある。

【解決策として】

子どもたちが意見を主張できる場を設けて、得意なものを活かせる時間をプラスで設ける。

- ④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと。
  - ・子どもたちが多くの意見を主張できる場をつくること。
  - ・コミュニケーションをとることが苦手な子どもたちでも自由に意見を出すことができ、それを尊重してもらえる場所をつくること。

## V LGBTQ+の方々へのアンケート

(仮称)北区子ども条例の制定に関連して、子どもたちへの必要な取り組み等についてご意見等をいただきました。

- ・SOGIEに関する道德教育の実施や社会的理解の促進。
- ・同性を好きになる人、女性と男性の両方に恋愛感情を持つ人、好きな人ができない人もいることが当たり前であるとした教育。
- ・子どもからの相談に教員が対応できるよう学習会や研修の実施。

- ・保護者向けのLGBTQ+に関する研修の実施。
- ・制服については、性別にかかわらず、すべての児童生徒が、スラックスやスカートなどを選べることを前提としてほしい。
- ・SOGIEに関するいじめについても他のいじめと同様の対応をしてもらいたい。

## VI GIGAスクール端末を活用した区立中学校全生徒へのアンケート

### 1 実施概要

- (1) 実施日程：令和4年12月15日（木）～12月22日（木）
- (2) 回答者数：120名
- (3) アンケートの質問項目

中学生モニター会議の議事録の配布と併せて、主に以下の3つの質問を行った。

- ① 皆さん自身やお友達が、今直面している困難・課題などがあったら教えてください。
- ② 子どもたちが直面している困難・課題を解決するために、周囲の大人たちからどのような助けや支援があればよいと思いますか。
- ③ （仮称）北区子ども条例が、どんな条例になればよいと思いますか。

### 2 回答の概要

#### (1) 質問① 直面している困難・課題など

- ・無記入が28名。また、「特になし」が34名。（合わせて全体の51.7%）
- ・悩みを上げた人で、回答数上位は以下のとおり。
  - 1位・・・「勉強、受験、進路など」で24名（全体の19.2%）
  - 2位・・・「友人関係、人間関係など」で4名（全体の3.3%）
  - 3位・・・「健康（新型コロナウイルス感染症を含む）」で3名（全体の2.5%）
- ・子どもの権利といった関連では、それぞれ1～2名ではあるが、以下のような回答があった。
  - 落ち着いて勉強できる場所がない。
  - 運動（サッカーや野球、スケートボードなど）ができる場所が少ない。
  - 子どもから大人まで、あらゆる年代の人々が楽しめるところが少ない。
  - いじめ・暴力をなくしてほしい。
  - 子どもの意見をきちんと聞いてほしい。子どもを差別しないでほしい。
  - 子どもたちからの相談・悩みをきちんと聞いてもらえない（「相談をした際の秘密が守られない」といった声もあり）。
  - 学習（塾など）や学校行事への参加等にかかる経済的な負担。
  - 性別に違和感があるので、学校で性別で分けることはできる限りやめるようにしてほしい。

(2) 質問② 周囲の大人からの支援について

- ・子どもからの相談体制の充実（気軽に相談できる場所の整備、メールやSNSの活用、カウンセラーの対応回数の増など）を求める意見が、30名（全体の25%）から寄せられた。
- ・他では、それぞれ1～5名から以下のような意見があった。
  - 勉強できる場所の確保（「学校に自習スペースを確保してほしい」など）。
  - 給付金など経済的な援助。
  - 子ども食堂などの拡充。

(3) 質問③ 条例がどのようなものになればよいか

※以下については、子どもたちから寄せられた主な意見を集約した記述としています。

○全体的なイメージとして

- 未来を担う北区の子どもたちが、いきいきと楽しく過ごせて、幸せになれるような条例になるとよい。
- 条例が子どもに分かりやすいものとなって、子どもたちがいざというときに拠り所にすることができるようになるとうい。
- 皆が「うわぁ、これは条例に書いてあるのか、これも守らないといけないのか、面倒だな」と思わずに、進んで「よし!!頑張って守ろう!!」と思えるようなものが良い。
- 他の市区町村に住んでいる子どもやその家族から、羨望される条例になって欲しい。
- 今の子どもが、大人になったときに自分の子も北区で過ごしてほしいと思える。笑顔が一つでも多く咲き、たくさんの夢と希望を持って過ごせるような支えとなるような条例。

○子どもたちの権利・人権が保障され、救済されるといった観点から

- 法の制限の中で子どもが自由に生活することができ、子どもの権利・人権が尊重されるような条例になれば良いと思う。
- 多種多様で十人十色である子どものひとりひとりが自分(個性)を保ち尊重し合いながら、自分らしく生きられる・過ごせる環境の制作の追い風になるような条例が出来たら良いと思う。
- いじめや家庭環境、さらには自己の性などで、深刻に悩んでいる人から、思春期などによる些細な悩みがある人まで、北区の子ども誰ひとり取り残さず、今よりも素晴らしい毎を送れるようになるような条例にしてほしい。
- 悩みごとや負担が少しでも減るよう、子どもの意見や悩みをたくさん・きちんと聞いてくれるようになれば良いと思う。
- いじめや虐待・差別がなくなって、子どもたち皆が仲良く安全に過ごせるような条例。
- 子どもたちが不自由なく学校生活を過ごせるような条例になったら良い。
- 勉強・スポーツにきちんと取り組むことができる環境が保障されるとよい。

→子どもの自由とその裏にある責任をしっかりと具体的に示したものに  
なればよい。

→15歳未満でもできることを増やせるとよい。

#### ○大人の関わり等についての意見

→老若男女みんなが安心して暮らせる区になるような条例にすればいいと思  
う。

→条例のことを区民みんなが理解して、協力して子どもにとって暮らしやす  
い環境づくりができればと思う。

→悪い大人が逃げられないようにする条例。

## Ⅶ 適応指導教室参加者からの聴き取り

### 1 実施概要

(1) 実施日程：令和5年1月

(2) 聴き取り参加者：計6名（小学生1名、中学生5名）

### 2 子どもたちから寄せられた意見

#### ◆学校について（主に中学生から）

- 友達とも決してうまく関係を築けていたわけではないが、適応指導教室に参加することになった決定打はやはり先生との関係が上手くいかなかったことが原因。
- 小学校では児童一人ひとりに優しく対応してもらえたが、中学生はかなり雑に扱われていると感じることが多く、そのギャップに苦しんだ。
- 校則について、ポニーテールが不可など、理解に苦しむものがある。太い眉毛が嫌で仕方ない生徒もいるのに、眉毛を剃ってはいけないと校則で定めるのは良くない。また、男女平等といながらも、前髪の長さの規定が異なる等おかしい点ある。見直しも進められているが、とても時間がかかるように思える。
- 先生は、自分たちの声に耳を傾けてくれているようには感じられなかった。スクールカウンセラーへの相談も自分にとっては、あまり効果はなかった。
- 生徒会は、生徒の意見を代表して主張するというよりも、学校の取り組みのサポートを行う役割を担っているといった印象。
- 適応指導教室では先生も周りの友だちも、生徒一人ひとりの考え等を尊重してくれるので、とても楽しい。家の近くになれば、通える子どもも増えるはずなので、増設を考えてほしい。

#### ◆学校以外のことについて

- ・大型のショッピングモールやアミューズメント施設など、北区は中高生など若者にとって魅力的な施設が少ない。
- ・児童館で中高生タイムがあることは知っているが、中学生と高校生と一緒に過ごすことには抵抗感がある。中学生にとって魅力的な設備を備えた、中学生が自由に過ごせる場所（もしくは時間）がほしい。
- ・中学生にとって勉強に適した場所を確保できないことは大きな問題である。自宅では落ち着いて勉強できない生徒のためにも、放課後学校を個別学習の場として利用できる形にしてほしい。
- ・悩み事や困ったことがあれば、両親や友達など頼ったり相談できる人は身近にいる（ただし、中には「誰も頼れる人はいない」と発言した子どももいた）。

#### 3 聴き取りに参加した大人たちが気になったこと・気付いたこと

- ・参加者の中には、元来の性格等から思っていることをきちんと言えない子どももいるように感じた。
- ・今回の取り組みのように、大人たちが自分たちの声を丁寧に聞いてくれる機会を渴望している様子が見えた。

### Ⅷ 日本語学級参加者からの聴き取り

#### 1 実施概要

(1) 実施日程：令和5年2月

(2) 聴き取り参加者：計3名（小学生3～6年生）

※3名の方のうち、2名は来日から半年程度。1名は2年程度。

#### 2 子どもたちから寄せられた意見など

##### ◆学校に関すること

- ・困っていることは特にない。困ったときは両親や学校の先生などに頼ることができる（「自分で考えて、自分で決める」と答えた方もいた）。
- ・友達とも楽しくやっている。日本語が決して上手ではないし、話題についていけないこともあるが、それほど問題ではない。時々GIGAスクール端末の翻訳機能を頼ってやり取りをすることがある。
- ・来日した時には、分からないことをどうやって聞けばよいか分からず途方に暮れたが、すぐにある程度は慣れることができた。周りの大人や友だちはみんな優しいと感じる。来日したばかりの外国人にとって暮らしにくいということはない。外国から来たばかりのクラスメイトが新たに転入してきたら、もちろん優しくいろいろなことを教えてあげたい。

◆学校以外のこと

- 「放課後などの過ごし方で、何が好きか」という質問について
  - 家の近くの公園で運動すること。
  - オンラインで囲碁の対戦をすること。
  - 家族と他県に旅行に出かけること。 など
- 「日本で、自分の国と違うなと感じたことは」という質問について
  - 地下鉄でたくさんの方が密集していること。
  - 出身国の夜は賑やかだったが、静かな日本の夜は寂しく感じることもある。  
など

◆日本語学級に関わっている教員からの意見

- 幼い年齢で知らない国に来て、始めは本当に戸惑ったと思うが、日本語指導教室に参加する子どもたちは、みんな話し言葉は直ぐに上達し、周囲とのコミュニケーションもとれるようになる。子どもたちも年々意識が変化しており、外国人を特別視するようなことがなくなっているように感じる。
- 子どもたちは、話し言葉は直ぐに上達しても、学年相当の教科書を読みこなし、また、テスト等で筆記により回答するといったことについては、やはり高いハードルがある。また、母国語であれば簡単に回答できることであっても、言葉の壁があって適切に回答できないことに対して、もどかしさを感じることもあるようだ。
- 日本語が不得手でも事情により日本語指導教室に参加できない子どもたちもいるので、その子どもたちがどのように過ごしているのかは不安。そういった子どもたちや、また、外国から来て子育てをしている保護者からの声も聞いて、子どもの育つ環境のさらなる改善を進めてほしい。

# 都内の子どもの条例制定自治体と内容

資料5-4  
 子ども・子育て会議資料  
 令和5年3月17日  
 子ども未来部子ども未来課

令和5年3月1日現在

No.	内容/項目	1	2	3	4	5	6	7	8	
1	自治体名	東京都	世田谷区	目黒区	豊島区	江戸川区	中野区	西東京市	北区	
2	条例名称	こども基本条例	子ども条例	子ども条例	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例	子どもの権利に関する条例	子ども条例	(仮称)北区子ども条例	
3	施行日	令和3年4月1日	平成14年4月1日	平成17年12月1日	平成18年4月1日	令和3年7月1日	令和4年4月1日	平成30年10月1日	令和6年4月予定	
4	構成	1 前文	○	○	○	○	○	○	○	
		2 条数	17条	32条	22条	37条	11条	28条	27条	検討中
5	取組主体	1 自治体の役割	○	○	○	○	○	○	○	○
		2 保護者の役割	—	○	○	○	○	○	○	○
		3 学校の役割	—	○	○	○	○	○	○	○
		4 施設等の役割	—	—	○	○	○	○	○	○
		5 都民・区民(市民)の役割	—	○	○	○	○	○	○	○
		6 事業者の役割	—	○	○	○	○	○	○	○
6	テーマ	1 子育て・養育支援	○	○	○	—	○	○	○	○
		2 育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○
		3 子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○	○	○
		4 子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○	○	○
		5 いじめ対応	○	○	○	△	○	○	○	○
		6 虐待の防止	○	○	○	○	○	○	○	○
		7 自分らしさ・個性の尊重	—	○	○	○	○	○	—	○
		8 子どもの居場所	○	○	○	—	—	○	○	○
		9 子どもの貧困の防止	—	—	—	—	—	○	○	○
7	権利擁護委員の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	推進計画の策定 (子どもの権利に関する普及啓発)	○	○	○	○	—	○	○	△	
9	推進委員会等の設置	○	○	○	○	—	○	○	—	

※ほかに令和5年4月に荒川区・武蔵野市が制定予定。調布市・小金井市・日野市が制定済。

# (仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和5年3月 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

## ◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称)北区子ども条例を制定することとします。

## 1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則(目的、基本理念、定義、各主体の役割)
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの権利の保障
  - ① 子育て・養育支援
  - ② 子どもの安全、安心の保障
  - ③ 子どもの意見表明、参加の支援
  - ④ 自分らしさ、個性の尊重
  - ⑤ 子どもの居場所作り
  - ⑥ 子どもの権利擁護
- (5) 子どもの権利の相談及び救済



## 2 条例の内容

---

### (1) 前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

### (2) 総則部分

#### ① 目的

- ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

#### ② 基本理念

- ・「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

#### ③ 定義

- ・「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を認めることが適当な者も含む。
- ・「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- ・「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者のことをいう。
- ・「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、活動する施設及び団体をいう。

#### ④ 北区の役割

- ・区は、「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区は、区民等の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

#### ⑤ 保護者の役割

- ・保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。

#### ⑥ 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

#### ⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

- ・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、施設内で子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

### (3) 子育て、養育支援

#### ① 子どもの育ちへの支援の保障

- ・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要な支援を受けることが保障されること。

#### ② 養育環境の保障

- ・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行うよう努めること。

### (4) 子どもの安全、安心の保障

#### ① 子どもの成長と安心の保障

- ・子どもは、保護者に愛情を持って生まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

#### ② 虐待、体罰等の禁止

- ・虐待、体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- ・子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など大人に助けを求めることができること。
- ・区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止のために必要な措置を講ずること。

#### ③ 子どもが安全、安心に暮らせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

#### ④ 子どもの貧困の防止

- ・区は、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

## ⑤ いじめその他の権利侵害の防止

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。

## (5) 子どもの意見表明、参加の支援

### ① 子どもの意見の尊重と参加

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

### ② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び団体等の運営において子どもの意見反映、参加に努めること。

### ③ 子どもの権利の普及啓発

- ・区は、子どもの権利の普及啓発に努めること。

## (6) 自分らしさ、個性の尊重

- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

## (7) 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

## (8) 子どもの権利擁護

### ① (仮称) 子どもの権利擁護委員の設置

- ・区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため「(仮称) 子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- ・「(仮称) 子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- ・任期は\_\_年とし、再任を妨げないこと。
- ・守秘義務を課すこと。

### ② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の相談、その改善や回復のための助言や支援を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。

- 判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- 毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。
- 区は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- 保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に協力するよう努めること。

令和5年4月期の保育園入所申込状況について

1 要 旨

令和5年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）について、以下のとおり報告する。

2 令和5年4月期の入所審査（一次審査）の入所申込等状況

(1) 新規申込者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月期	612	965	164	194	29	13	1,977
令和4年4月期	682	1,038	152	188	48	13	2,121
増 減	▲70	▲73	12	6	▲19	0	▲144

(2) 入所保留者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月期	50	223	41	41	5	1	361
令和4年4月期	52	223	39	20	10	1	345
増 減	▲2	0	2	21	▲5	0	16

(3) 保育園二次募集枠

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月期	227	199	110	80	97	132	845
令和4年4月期	177	188	101	148	111	195	920
増 減	50	11	9	▲68	▲14	▲63	▲75

(4) (参考) 二次募集枠に対する入所保留者数【(3) - (2)】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月期	177	▲24	69	39	92	131	484
令和4年4月期	125	▲35	62	128	101	194	575
増 減	52	11	7	▲89	▲9	▲63	▲91

※ 申込者数、入所保留者数については、区民区内園希望者を計上

【参考①】区内就学前人口（地区別）

地区	0～5歳		0～2歳	
	R5.1.1	対前年比増減	R5.1.1	対前年比増減
浮間	1,310	▲ 126	576	▲ 80
赤羽西	2,461	▲ 111	1,163	▲ 76
赤羽東	2,553	10	1,265	▲ 15
王子西	986	▲ 46	503	▲ 19
王子東	3,662	▲ 243	1,786	▲ 90
滝野川西	3,244	▲ 104	1,599	▲ 65
滝野川東	968	▲ 41	495	▲ 35
計	15,184	▲ 661	7,387	▲ 380

【参考②】区内就学前人口の対前年増加率の推移（1月1日時点比較）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～5歳児	3.27%	0.02%	▲1.65%	▲2.99%	▲4.17%
0～2歳児	2.12%	▲2.43%	▲3.03%	▲4.90%	▲4.89%

【参考③】区内就学前人口（年齢別）の推移（1月1日時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年1月	2,361	2,459	2,567	2,514	2,642	2,641	15,184
令和4年1月	2,512	2,657	2,598	2,676	2,672	2,730	15,845
増減	▲151	▲198	▲31	▲162	▲30	▲89	▲661

3 今後の予定について

新たな私立認可保育園の公募誘致については、引き続き見送ることとするが、年少人口の推移や大規模マンション等の動向を注視し、必要に応じて検討する。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R5.4時点の 受け入れ可能数	827	1,687	1,891	1,797	1,727	1,721	9,650

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が運営費等の補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員等）の受け入れ数を含む。

## 放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について

### 1 要 旨

小学校の長期休業期間中の宅配弁当については、これまで宅配を利用する保護者有志により導入を進めることとしてきた。令和4年度冬季休業期間では、小学校34校中27校で実施しているが、保護者の代表に負担がかかることや、小規模校での導入が困難などの課題がある。

については、家庭でのお弁当の持参を原則としつつも、保護者の負担軽減を図るとともに、全校の保護者が宅配弁当を選択しやすくするため、区主体による宅配弁当サービスを導入する。

### 2 事業者の選定

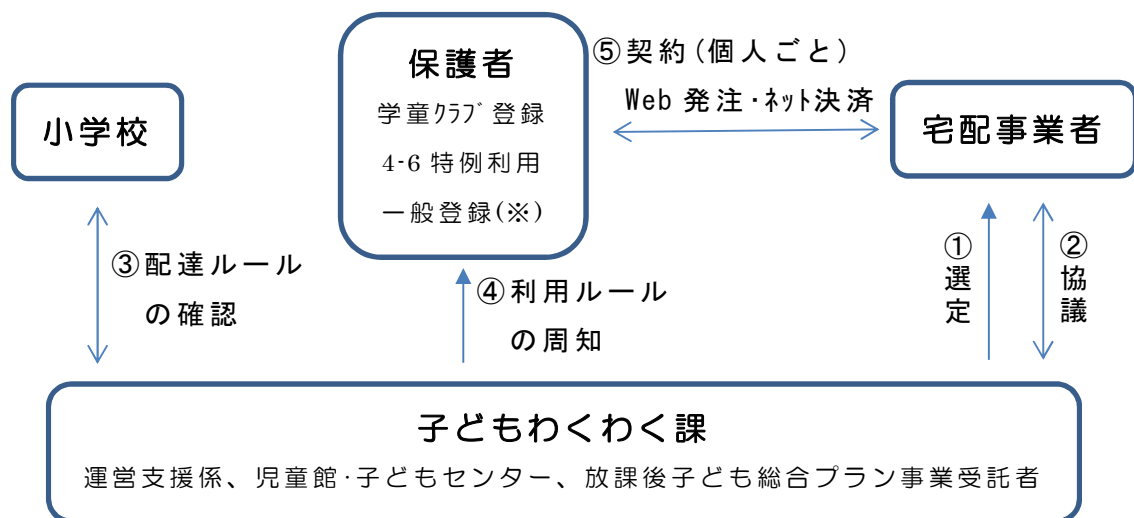
選定委員会を設置し、1事業者を選定する。

- ・委員6名（庁内管理職3・小学校PTA連合会推薦3）
- ・公募型プロポーザル方式に準じて審査  
（審査項目：メニュー、栄養面、価格、サービス提供体制など）
- ・令和5年3月下旬に事業者を選定予定

### 3 区主体による導入時期

令和5年夏季休業期間から（予定）

#### 《運用スキーム》



※一般登録については、一人きりの昼食となる児童を対象。

## 資料9

子ども・子育て会議資料  
令和5年3月17日  
子ども未来部副参事  
(児童相談所開設準備担当)  
子ども未来部子ども家庭支援センター  
教育振興部教育総合相談センター

### 北区児童相談所等複合施設運営指針（中間のまとめ）について

#### 1 要 旨

区はこれまで児童相談所設置に向けて、北区児童相談所等複合施設基本構想や基本計画を策定するなど準備を進めてきた。このたび、児童相談所等複合施設の運営体制等を定めた児童相談所等複合施設運営指針（以下「運営指針」という。）の中間のまとめについて報告を行う。

#### 2 現 況（経過等）

平成30年12月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和2年7月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和3年12月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和4年10月	第1回運営指針検討会
令和5年1月	第2回運営指針検討会

#### 3 内 容

別紙のとおり

#### 4 今後の予定

令和5年4月	児童相談所開設準備担当課の設置
4月下旬	運営指針住民説明会
4月以降	運営指針検討会2回実施
令和5年度末	運営指針策定、基本・実施設計完了
令和6年度以降	複合施設整備着手、国や東京都と開設協議
令和8年夏頃	複合施設完成
令和8年度末	児童相談所開設



1 基本方針

(1) 基本方針

子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

(2) 北区が目指す新たな児童相談体制の構築

北区は、児童福祉法第 12 条に基づく行政機関である児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターを複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備します。子ども家庭支援センターを区民に身近で気軽に相談できる窓口として存続させるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として学校、警察、児童相談所等様々な地域の関係機関と連携を築いてきた足跡を踏まえ、区が持つ福祉、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能を緊密に連携させ、一貫性をもった包括的な相談支援体制を構築します。

2 施設概要及び開設時間

(1) 施設概要

赤羽駅から徒歩 5 分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化します。

① 設置場所及び建物規模（地上 4 階建て）

設置場所	東京都北区赤羽台 1-1-13（旧赤羽台東小学校跡地）
敷地面積	約 5,000 ㎡
延べ面積	約 6,750 ㎡

②各階の主な諸室

階数	主な諸室
1 階	あそびのひろば、児童発達支援センター（療育）、カフェ等の飲食スペース等
2 階	児童相談所・子ども家庭支援センター・教育総合相談センター事務室、相談室、会議室等
3 階	教育総合相談センター（適応指導教室）、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4 階	児童相談所、体育館

(2) 開所時間

児童相談所の相談受付時間と夜間休日等の体制

ア 相談受付時間

平日（月曜日～金曜日） 午前 9 時から午後 5 時まで

※相談受付時間やその他の機関の開所時間等は現行の状況や区民ニーズなどを踏まえ検討します。

イ 夜間・休日対応

電話受付業務は外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を 24 時間 365 日確実に受けることができる体制を構築します。

3 組織体制、事務分掌及び職員数

部名	課名	係名、担当名	人数	事務分掌
児童相談所※	児童相談課	管理相談係	26 人	○措置費支払い事務 ○虐待初動対応等
		児童福祉係	18 人	○調査・社会的診断及び指導 ○一時保護等の処遇等
		児童心理係	12 人	○心理相談、心理判定 ○愛の手帳の判定等
		地域支援係	7 人	○里親支援等 ○家庭、親子再統合支援等
	保護課	一時保護担当	56 人	○一時保護児童の生活指導 ○行動観察・行動診断等
職員数小計			119 人	（令和 4 年 8 月時点想定人数）
子ども未来部	子ども家庭支援センター	庶務・事業担当		○施設管理 ○各事業等
		あそびのひろば担当		○総合窓口 ○あそびのひろば事業等
		在宅支援担当		○児童家庭相談 ○要保護児童対策地域協議会の運営等
		発達心理担当		○発達相談 ○発達評価等
		児童発達支援センター		○療育支援 ○保育所等訪問支援事業等
職員数小計			62 人	（令和 4 年 4 月 1 日現在）
教育振興部	教育総合相談センター	庶務・事業担当		○特別支援教育の推進 ○不登校対策等
		就学相談担当		○就学相談 ○転学相談等
		教育相談担当		○教育相談 ○通級指導相談等
		適応指導教室担当		○不登校の児童及び生徒の適応指導等
職員数小計			43 人	（令和 4 年 4 月 1 日現在）
職員数合計			224 人	

※児童相談所は、所長、副所長、相談専門担当課長、保護課長を別に 1 名ずつ配置します。

#### 〈検討事項〉

○学校サブファミリーを軸とした関係機関の連携

児童相談所の児童福祉係や子ども家庭支援センターの在宅支援担当、教育総合相談センターの教育相談担当が概ね中学校2校程度の学校圏域を担当することで、これまで以上に関係機関等との連携を強化していきます。

○総合相談受付（窓口・電話）

だれでも気軽に相談できるよう、複合施設の1階に総合相談窓口を設置し、相談体制の強化を図ります。

○あそびのひろばの利用の拡大

0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実を検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等の拡充を検討します。

また、乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースの提供を検討します。

○カフェ等の飲食スペースの提供

乳幼児親子が立ち寄りやすい施設となるよう、カフェ等の飲食スペースの提供を行い、だれでも利用し、交流しやすい施設とします。

#### 4 児童相談所の人材育成の取り組み

区はこれまで東京都や先行区等の児童相談所に職員を派遣し人材育成を図ってきました。令和4年度は、福祉職や心理職、一時保護所等職員を新たに7名派遣し専門的職員の育成を推進します。（継続を含む令和4年度派遣人数計15名（北児童相談所3名、東京都児童相談センター2名、荒川区3名、中野区2名、板橋区2名、さいたま市児童相談所3名））

##### ■人材育成計画（職員数と経験年数見込み）

令和7年度末 経験年数見込み	1年	2年	3年	4年	5年 以上	計	未経験
児童福祉司 35人	9人	12人	1人	2人	3人	27人	8人
割合	25.7%	34.2%	2.9%	5.7%	8.6%	77.1%	22.9%
児童心理司 15人	2人	5人	3人	1人	2人	13人	2人
割合	13.3%	33.3%	20.0%	6.7%	13.3%	86.7%	13.3%
一時保護所 35人	9人	9人	1人	0人	0人	19人	16人
割合	25.7%	25.7%	2.9%	0%	0%	54.3%	45.7%
事務職 10人	2人	4人	0人	0人	0人	6人	4人
割合	20.0%	40.0%	0%	0%	0%	60.0%	40.0%

※表の経験年数見込みは、令和4年8月時点の想定です。児童相談所開設に向け、専門的職員の育成を更に強化できるよう努めてまいります。

#### 5 一時保護所

##### （1）一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

##### （2）一時保護所の定員および整備方針

①一時保護所定員 20人（学齢女子8人、学齢男子8人、幼児4人）

##### ②整備方針

###### ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

###### イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

###### ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

###### エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

###### オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

##### （3）職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

##### 〈保育士・児童指導員の配置〉

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤は、追加の配置について、夜間補助員の活用も踏まえて検討します。  
※その他看護師、心理士、学習指導員など配置を検討します。



保護者・児童生徒本人・親族・区民一般

# 総合相談窓口

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、近隣知人、児童福祉施設等）

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、近隣知人、児童福祉施設等）

## 北区児童相談所

## 子ども家庭支援センター

## 教育総合相談センター

虐待相談等

虐待が疑われる相談

虐待以外の子育て等に関する相談

発達や障害に関する相談

就学相談

教育相談

緊急受理会議

合同緊急受理会議

緊急度の高い相談

管理相談係  
初期対応、48時間以内（安全確認）、情報収集

発達心理担当

就学相談担当

教育相談担当

発達・障害相談

就学・転学相談

児童福祉係

合同援助方針会議  
（連携・引継ぎ）

在宅支援担当

アセスメント  
発達検査等

アセスメント  
発達検査等

アセスメント  
プレイセラピー等

家庭裁判所

申立  
審判

一時保護

立入調査

協働連携

アセスメント

就学支援委員会

援助及び支援方針会議

アセスメント  
社会診断、心理診断、医学診断、行動診断

受理・援助方針会議

受理・援助方針会議

援助及び支援方針会議

援助及び支援方針会議

家庭裁判所

申立  
審判

養育家庭や施設等で、ケアを受け生活する

家庭で生活する

援助及び支援サービス

継続相談

援助及び支援サービス  
（療育支援等）

就学先決定  
フォローアップ

援助及び支援サービス  
（適応指導教室等）

継続相談

家庭引取り

家族再統合

## 要保護児童対策地域協議会

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、児童福祉施設等）